

議案第6号

我孫子市清掃工場建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市清掃工場建設基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月6日提出

我孫子市長 星野 順一郎

提案理由

基金を充てることのできる経費を見直し、一般廃棄物処理施設の整備及び解体に要する経費とするとともに、基金の名称を改めるため提案するものです。

我孫子市清掃工場建設基金条例の一部を改正する条例

我孫子市清掃工場建設基金条例（平成4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>我孫子市一般廃棄物処理施設整備等基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>本市の一般廃棄物処理施設の整備及び解体に要する経費の財源</u>を確保するため、<u>我孫子市一般廃棄物処理施設整備等基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、<u>一般廃棄物処理施設の整備又は解体に要する経費の財源</u>に充てるときに限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>我孫子市清掃工場建設基金条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>我孫子市清掃工場（以下「清掃工場」という。）の建設に充てる財源</u>を確保するため、<u>我孫子市清掃工場建設基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（処分）</p> <p>第6条 基金は、<u>清掃工場の建設に要する財源</u>に充てるときに限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。